宝塚市告示第183号

特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和8年(2026年)10月23日

宝塚市長　森　臨太郎

1　指定を解除した特定生産緑地の概要

名　称	位　置	特定生産緑地の解除面積
中筋15　生産緑地地区	中筋4丁目 地内	約　303 ㎡
中筋16　生産緑地地区	中筋4丁目 地内	約　214 ㎡
合　計　2地区		約　517 ㎡
		約　0.05 ha

「区域は解除図表示のとおり」